

# 令和4年度就学援助制度のお知らせ

久喜市教育委員会

## 1 就学援助制度とは

就学援助制度は、経済的な理由で公立小・中学校の就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の援助を行う制度です。この制度は、単年度申請（毎年度申請が必要）のため、令和3年度から引き続き援助を希望される方も、申請が必要となります。

## 2 援助の対象となる方

### (1) 令和4年度又は令和3年度に世帯全員が次のいずれかの措置を受けた方

①生活保護法に基づく保護の停止または廃止	②事業税の減免	③市民税の非課税
④市民税の減免	⑤固定資産税の減免	⑥国民年金保険料の免除
⑦国民健康保険税の減免又は徴収の猶予	⑧児童扶養手当の支給	⑨生活福祉資金の貸付

### (2) 生活保護に準ずると教育委員会が認める方

生計を同一にする方全員の所得合計金額により審査し、生活保護基準額の1.3倍以下であった場合のみ認定します。住民票上は世帯分離をしても、生計を同一している場合は、全員の所得を合計した金額で審査します。（養育費、遺族年金、障害年金も所得に含めます）

## 3 援助の内容（令和3年度支給実績）

支給費目	支給金額（年間上限額）		備考
	小学校	中学校	
学用品費	11,630円	22,730円	5月以降の認定の場合は月割額
通学用品費	2,270円	2,270円	
新入学児童生徒学用品費 ※1	51,060円	60,000円	1年生の4月認定者のみ
修学旅行費	22,690円	60,910円	団体行動以外の経費は対象外
校外活動費（宿泊無し）	1,600円	2,310円	交通費・見学科等のみ
校外活動費（宿泊有り）	3,690円	6,210円	
給食費	45,650円	54,560円	実費で支払った分のみ
医療費 ※2	治療に要した費用		学校で勧告を受けた疾病の治療費
オンライン学習通信費 ※3	11,000円		1世帯あたり月額1,000円 6月以降の認定の場合は月割額

※1：入学前に支給（2月）を受けた方は、入学後の支給はありません。また、支給額については支給年度により異なる場合があります。

※2：医療費につきましては、学校で行なう健康診断において治療が認められた学校病のみ使用できます。久喜市子ども医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度、生活保護制度の医療扶助との併用はできません。

※3：令和3年12月28日付で規則の一部を改正し、「オンライン学習通信費」を追加しました。

## 4 申請手続きについて

### (1) 申請期間 令和4年3月1日（火）～令和4年4月28日（木）

※郵送の場合のみ消印日4月30日（土）まで有効

令和4年4月分からの援助を希望する方は、必ずこの期間内に申請してください。

特に新1年生のお子さんがある場合、上記期間を過ぎると新入学児童生徒学用品費の支給ができなくなりますのでご注意ください。 ※5月1日以降に申請された場合は、申請月の翌月からの月割りとなります。

### (2) 申請先 鷲宮総合支所 3階 学務課（〒340-0295 鷲宮 6-1-1）

下記の窓口においても、学務課への取次ぎを行います。申請内容につきましては教育委員会学務課までお問い合わせください。

申請取次ぎ窓口（8:30～17:15 土・日・祝日除く）	
久喜市役所 1階 庶務課 環境経済・教育分室	栗橋総合支所 1階 総務管理課
菖蒲総合支所 2階 総務管理課	

郵送の受付も行っています。申請書及び添付書類（必要な方のみ）を久喜市教育委員会学務課（〒340-0295 鷲宮 6-1-1：消印の日付を申請受付日とします）へ郵送してください。

なお、郵便トラブルについては一切責任を負いかねます。郵便トラブル防止のため簡易書留等で郵送する場合、郵送料金+簡易書留料金は申請者負担となりますので予めご了承ください。

### (3) 申請書の配布

就学援助制度を希望する方は、久喜市教育委員会学務課及び上記取次ぎ窓口にて備えてあります。なお、市ホームページからのダウンロードが可能です。

### (4) 申請に必要なもの

① 申請書 ② 申請理由により添付していただくもの

《前項「2 援助の対象となる方」の(1)の理由でご申請いただく場合(③を除く)》

#### ◆ 該当する事由を証明する書類

(例) 児童扶養手当を受給している ⇒ お手元に届いている令和3年度児童扶養手当受給者証の写し

※①生活保護法に基づく保護の停止または廃止 ⑤固定資産税の減免 ⑦国民健康保険税の減免又は徴収の猶予 ⑧児童扶養手当の支給 は、添付書類がない場合は、同意書に基づいて教育委員会が関係各課に確認します。②事業税の減免 ⑥国民年金保険料の免除 ⑨生活福祉資金の貸付 は、教育委員会では確認できないため、必ず書類の添付をお願いします。

《前項「2 援助の対象となる方」の(1)の③(市民税の非課税)の理由でご申請いただく場合》

同意書に基づき教育委員会が税務情報を確認し、審査いたします。令和4年1月2日以降に久喜市に住民登録をされた方は、令和4年1月1日現在で住民登録されていた市町村の税務担当課で発行した、令和4年度の非課税証明書等を提出してください。

《前項「2 援助の対象となる方」の(2)の理由でご申請いただく場合》

#### ◆ 世帯構成員全員の令和3年中(令和3年1月から令和3年12月まで)の所得を証明できる書類

(例) ・令和3年分の源泉徴収票の写し

・受付印のある令和3年分所得税確定申告書(第1表及び第2表)の控えの写し

※専従者(配偶者・同居の家族)がいる方は、専従者の氏名・給与・社会保険料の金額がわかる部分の写しもお提出ください

・受付印のある令和4年度市民税・県民税申告書の控えの写し

・老齢基礎年金、厚生年金等の公的年金等源泉徴収票の写し

※上記の書類がない場合は、同意書に基づき教育委員会が税務情報を確認し、審査いたします。ただし、令和4年度の税務情報が確定するのは6月中旬になるため、審査結果のお知らせは7月中旬以降となりますので予めご了承ください。

※所得の有無に関わらず、家族の扶養に入っていない方は、令和4年度市県民税及び所得税の申告(令和3年1月～12月の所得の申告)を必ず済ませてください。なお、令和4年1月2日以降に久喜市に住民登録をされた方は、世帯構成員全員の令和3年中(令和3年1月から令和3年12月まで)の所得を証明できる書類を必ず提出してください。

#### (注意事項)

- ・ 世帯構成員に遺族年金や障害年金を受給している方がいる場合は、年間の受給額の分かる受給者証、支給決定通知書等を添付してください。
- ・ 保護者の親等と同居の場合、公共料金(水道等)の契約が別でないときは同一世帯とします。契約が別の場合は、契約者全員の検針票、領収書等を添付してください。
- ・ お住まいが借家(賃貸アパート等)の場合は、契約書、領収書又は引落とし通帳の写しを提出いただければ、家賃の一部を生計維持に必要な金額として算入いたします。なお、お住まいの住居に係る賃貸借契約を締結しており、世帯構成員以外が契約者の場合は受付できません。

## 5 審査結果の通知について

保護者の方から申請いただいた書類をもとに支給認定審査を行い、認定・不認定に関らず、申請者全員に審査結果を郵送にて通知します。なお、審査に必要な書類が不足していた際、個別に通知する期限内に書類の提出がない場合は、申請を取り消すことがありますのでご注意ください。

## 6 その他

就学援助費は、全て所属の学校を通じて3期に分けて支給いたします。認定者には、認定通知とともに各費目の支給時期等について、別途通知します。

所得による審査における認定の目安を市ホームページに公開しています。(持家・借家・家族の年齢により認定基準が変わります。)